

人間市犯罪被害者等支援条例 制定要旨

1 経緯

犯罪に巻き込まれた被害者やその家族は、生命や身体への直接的な被害を受けるだけでなく、苦しみや悲しみの中で仕事や日常生活にも大きな影響があることから、犯罪被害者等（家族、遺族を含む）への支援が求められています。

平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が公布され、埼玉県が平成30年3月に「埼玉県犯罪被害者等支援条例」を制定したほか、令和4年7月現在、県内18市町が同様の条例制定をしています。

全国的にも条例制定をする動きが広がってきており、犯罪被害者等への支援が進められています。

市では、平成30年3月に関係課で組織する人間市犯罪被害者等支援庁内連絡会議を設置し、平成31年2月に交通防犯課に「犯罪被害者支援総合的対応窓口」を設置しました。平成31年4月には「犯罪被害者等窓口対応マニュアル」を作成し、その後も改訂を行い被害者支援に取り組んでいます。

犯罪被害者等への安定した支援を行い、支援の質や継続性を担保するために本条例を提案するものです。

2 趣旨

犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図るとともに、犯罪被害者等を支えあう地域社会の実現に寄与するために必要な事項を定めるものです。

3 条例で定める主な内容

目的、定義、基本理念、市の責務、市民の責務、事業者の責務、総合的支援体制の整備、見舞金及び支援金の支給、居住の安定、雇用の安定、市民等の理解の増進、人材の育成、意見等の反映、民間支援団体の支援

4 施行日

令和4年10月1日

入間市犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給に関する規則 概要

対象となる要件

《対象となる犯罪被害》

条例第2条第1項の犯罪等のうち、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為が対象となり、日本国内、日本国外の日本船舶・日本航空機内において行われた、人の生命・身体を害する罪に当たる行為をいう。

《支給の要件》

- ① 犯罪被害者は、対象となる犯罪被害の行為が行われたときにおいて、市内に住所を有している。
- ② 警察に被害が認知されており、照会等により確認ができる。

種類

- ・遺族見舞金 30万円
- ・重傷病見舞金 10万円
- ・一時避難費用の支援金 宿泊施設に支払った費用、1人1泊につき5千円限度7泊まで
- ・引越し費用の支援金 引越しに要した費用10万円限度

支給の制限

犯罪被害に遭われた方やご遺族が以下に該当する場合は支給対象外となります。

- ・他の地方公共団体から見舞金等と同種の支給を受けているとき。
- ・加害者と親族関係（事実婚関係やパートナーシップを含む）にあったとき。ただし、親族関係が破綻していたと認められる事情があるときを除く。
- ・犯罪行為を誘発したときや、その責めに帰すべき行為があったとき。
- ・暴力団員や暴力団関係者であったとき。
- ・その他の事情から判断し、社会通念上適切でないと認められるとき。

申請期限

見舞金

- ・死亡・重症病の発生を知った日から2年を経過したとき
- ・犯罪行為による死亡・重症病が発生した日から7年を経過したとき

支援金

- ・犯罪行為が行われた日から1年を経過したとき